

電子記録債権 (でんさい)

でんさいをはじめるなら、りそなグループで。
新しい決済手段でお客様の資金決済をサポートします。

金融+で、未来をプラスに。 RESONA GROUP



みなと銀行

? でんさいネットとは？

全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称を「でんさいネット」と呼びます。また「でんさいネット」で記録される電子記録債権の通称を「でんさい」といいます。

でんさいネットの特長

1 >> 全国規模の安心ネットワーク

実績ある全国の銀行間ネットワークを活用することにより、安心して信頼できるサービスを提供できます。

2 >> 銀行との連携による簡易な決済方法の実現

銀行との連携により、期日になると自動的に登録された口座に払込みが行われます。振込伝票の作成や手形の取立のような、面倒な手続は不要です。

3 >> 手形に代わる新たな決済手段

でんさいは、手形債権や指名債権（売掛債権等）が抱える問題を克服し、事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。電子債権記録機関（でんさいネット）が作成する記録原簿に電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容が定められます。

▶ でんさいの概要

- 1 ご利用いただけるお客さま 法人または個人事業主のお客さま
※お申し込みにあたっては、当社所定の審査がございます。

- 2 ご利用可能口座 当座預金・普通預金（決済用普通預金を含みます）

- 3 ご利用形態 次の2種類のご利用形態がございます。
- 債権者限定利用… でんさいの受取りおよび譲渡記録請求、割引申込み等が可能なご利用形態です。
 - 債務者利用… でんさいを発生させることが可能なご利用形態です。また、でんさいの受取りおよび譲渡記録請求、割引申込み等も可能です。

でんさいのご利用には、みなとビジネスダイレクト、またはみなとビジネスダイレクト(Mini)のご契約が必要です。

※みなとビジネスダイレクト、みなとビジネスダイレクト(Mini)は、基本利用手数料がかかります。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

4 お取引種類

お取引	内 容	利用できる企業	
		支払企業 (債務者)	納入企業 (債権者)
でんさいの発生※1	でんさいにより商取引にもとづく支払を行うことができます（発生記録請求）。	●※2	●※3
でんさいの譲渡	受取ったでんさいを裏書譲渡手形のように他社に譲渡することができます（譲渡記録請求）。	●	●
でんさいの分割	受取ったでんさいは債権金額を分割することが可能です。ただし分割記録は譲渡記録とセットで行われ、単純に債権を分割するだけの記録請求はできません。	●	●
でんさいの割引※4	受取ったでんさいを当社に譲渡いただくことで、手形割引と同様のでんさい割引が可能です。譲渡記録請求の一種となります。	●	●
でんさいの譲渡担保※4	受取ったでんさいをご融資の担保として銀行に差入れることが可能です。	●	●

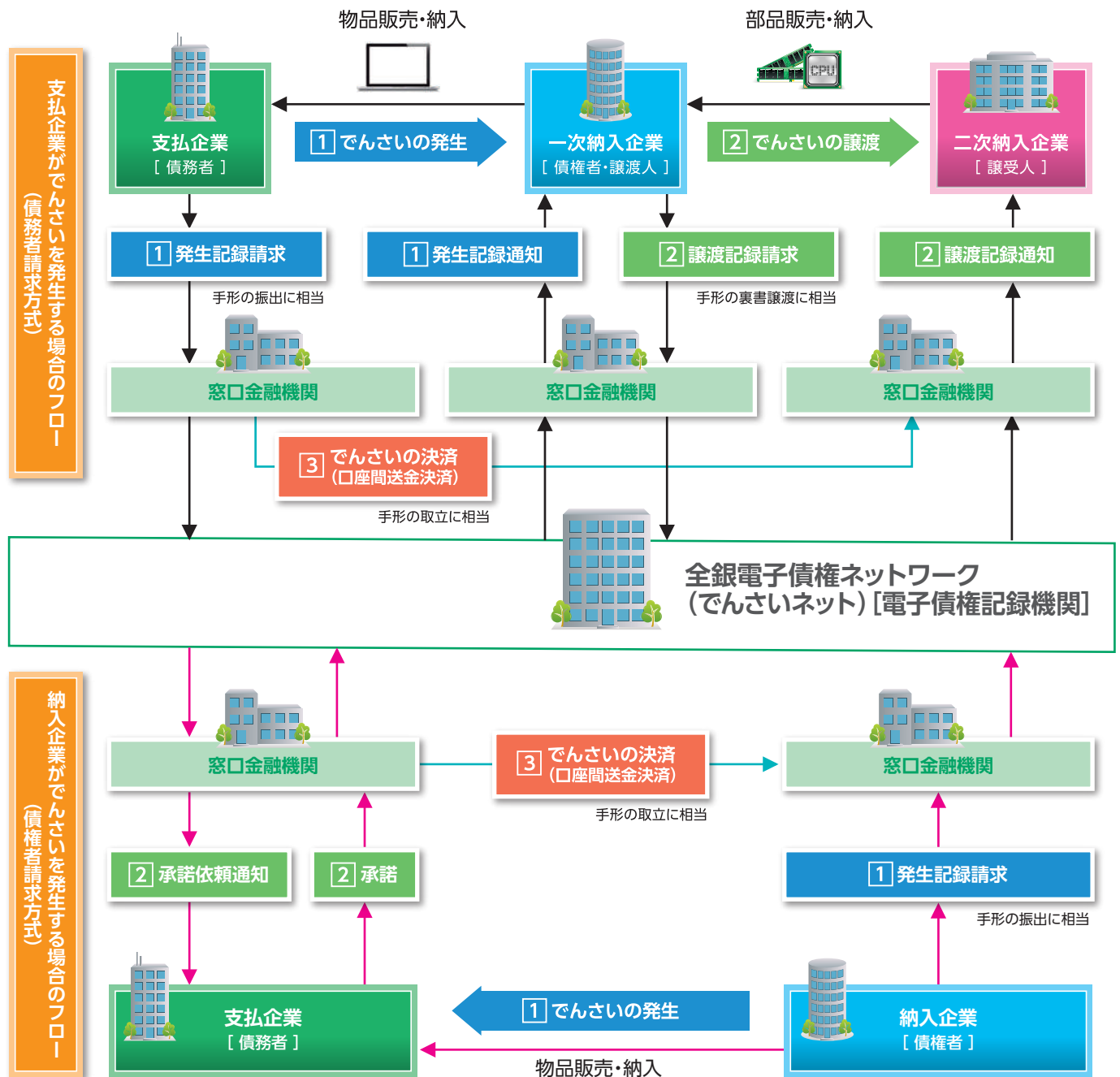
※1 でんさいを「債務者請求方式」または「債権者請求方式」により、発生させることができます。

※2 「債務者請求方式」を利用するためには「債務者利用」のお申込みが必要となり、当社所定の審査がございます。審査の結果、「債務者利用」をお断りする場合もございますのでご了承ください。

※3 「債権者請求方式」での発生記録請求は、債権者および債務者の双方が「債権者請求方式」の契約をしている必要があります。

※4 ご融資取引（でんさい割引・譲渡担保）については当社所定の審査がございます。詳細は当社お取引店にお問合せください。

でんさいを利用した取引イメージ



※支払企業(債務者)、納入企業(債権者)ともにそれぞれのお取引金融機関を通じ、「でんさいネット」とのご契約が必要です。

でんさいの発生

支払企業がみなとビジネスダイレクトを利用して発生記録請求をおこない、でんさいネットに「発生記録」がされることによりでんさいは発生します。納入企業には発生記録がおこなわれた旨が通知されます。なお、納入企業からの発生記録請求も可能です。

でんさいの譲渡

納入企業がみなとビジネスダイレクトを利用して譲渡記録請求をおこない、でんさいネットに「譲渡記録」がされることによりでんさいを譲渡します。二次納入企業には譲渡記録がおこなわれた旨が通知されます。また、必要な金額だけ分割して譲渡することもできます。譲渡や分割・保証に回数制限はありません。

でんさいの決済

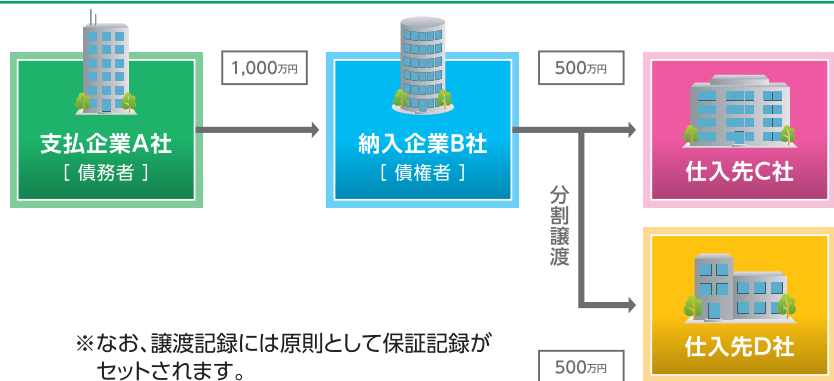
支払期日になると、自動的に支払企業の口座から納入企業の口座へでんさいの決済資金が送金されます。でんさいネットは支払いが完了した旨を「支払等記録」として記録します。

でんさいの割引

でんさいの割引が可能です。また、必要な金額だけ分割して割引することもできます。

でんさいの分割譲渡

でんさいは金額を分割することもできます。右図の通り、納入企業B社は支払企業A社から受取った1,000万円の債権を500万円づつに分割して、仕入先C社と仕入先D社の支払に充当することが可能です。



でんさいの特定記録機関変更

提携記録機関(※)の電子記録債権をでんさいネットの電子記録債権「でんさい」に変更することが可能です。これにより変更されたでんさいは当社へ割引申込を行うことができ、従来に比べ資金化手段の幅が広がります。なお、でんさい割引については当社所定の審査がございます。詳細は当社お取引店にお問合せください。

※提携記録機関とは、でんさいネット以外の電子債権記録機関のうち、でんさいネットとの間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関のことを指します。

ご利用時間

			7:00	8:00	15:00	22:00	23:55
発生記録請求 譲渡記録請求 分割譲渡記録請求 など	〔平日〕	ご利用 いただけません		当日取引可能時間帯 予約取引可能時間帯			ご利用 いただけません
	〔土日祝〕	ご利用いただけません		当日取引可能時間帯 予約取引可能時間帯			ご利用 いただけません
割引申込 譲渡担保申込	〔平日〕	ご利用 いただけません		翌営業日付以降の申込可能時間帯 翌々営業日付以降の申込可能時間帯			ご利用 いただけません
	〔土日祝〕	ご利用いただけません		翌々営業日付以降の申込可能時間帯			ご利用 いただけません

※でんさいのお取引については、上記のとおり、みなとビジネスダイレクトのご利用時間帯にご利用いただけます。

※但し以下の①～③に該当する時間帯はご利用いただけません。

①12月31日～1月3日、5月3日～5日、②毎月第2土曜日、③サービス追加等によるメンテナンス時及びあらかじめ通知する時間帯

手数料

種 類			金 額 (消費税等込)
月間基本利用料			0円
従 量 料 金	発生記録手数料	当社およびりそなグループ本支店あて	330円
		他行あて	660円
	譲渡記録手数料 〔分割譲渡手数料〕	当社およびりそなグループ本支店あて	330円
		他行あて	660円
	でんさい割引申込		330円
	でんさい譲渡担保申込		330円
	保証記録手数料・支払等記録手数料・変更記録手数料		660円
	でんさい入金手数料		220円
	でんさい残高証明書請求手数料(都度発行)		4,400円
	でんさい残高証明書請求手数料(定例発行)		1,650円
	特定記録機関変更記録手数料		4,400円

※上記手数料の他、開示請求手数料(特例開示)等の窓口にてお取引する場合の手数料がございます。

※りそなグループ本支店あては、りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行の本支店あてを指します。

今までの決済手段での悩みが、でんさいにより解決します。

支払企業(債務者)では



手形用紙の作成や印章押印等、
手形発行手続きが大変…

インターネットで、でんさいを発生させることが
可能なので、事務負担が軽減できます。



手形にかかるコスト
(印紙代、郵送代)を削減したい…

印紙代が不要なうえ、手形の郵送代が削減
できます。



支払手段を簡便にしたい…

手形、振込など複数の支払手段の一本化が
可能です。

納入企業(債権者)では



期日振込では割引ができなくて不便…

でんさいは必要な金額だけ分割して割引が
可能です。



手形の紛失や盗難が心配…

ペーパーレス化により、紛失・盗難の恐れが
なくなります。



手形の取立手続きが面倒…

支払期日に自動的に入金されます。

でんさいと手形との比較

	でんさい	手 形
債権の発生	発生記録によりおこないます	手形の振出が必要です
債権の譲渡	譲渡記録によりおこないます (同時に譲渡人を保証人とする保証記録をおこないます)	裏書譲渡によりおこないます (裏書人は、原則として「遡求義務」を負います)
債権の分割	分割して譲渡することが可能です (同時に譲渡人を保証人とする保証記録をおこないます)	分割はできません
予 約 取 引	発生記録、譲渡記録、分割記録の予約請求が可能です	予約はできません
支 払 期 日	発生日から支払期日までは一定期間必要です また、最長期間も設けられています(※)	制限はありません
決 済 方 法	受取企業(債権者)の口座へ自動的に送金されます	手形の取立手続きが必要です
入 金 日	支払期日の当日です (入金時刻は債務者の資金準備状況により異なります)	交換取立の場合は支払期日の 翌銀行営業日以降となります
支払不能処分/ 不渡処分	支払不能処分制度が適用されます (6か月に2回の支払不能で取引停止処分となります)	不渡処分制度が適用されます (6か月に2回の不渡りで取引停止処分となります)

※(債務者請求方式をご利用の場合)発生日の2営業日後の翌日から、発生日の10年先まで(発生日が休日の場合は、発生日の3営業日後の翌日から)。
(債権者請求方式をご利用の場合)発生日の6営業日後の翌日から、発生日の10年先まで(発生日が休日の場合は、発生日の7営業日後の翌日から)。

ご利用開始までの流れ

1 お申込み^(※)

でんさいネットの「業務規程」や当社の「ご利用規定」等をご確認のうえ、所定のでんさい利用申込書に必要事項をご記入ください。

2 利用者登録

お申込み内容に応じ、当社所定の審査をさせていただきます。当社で利用者登録を行ったのち、お客さまには「手続完了のお知らせ」および「ご利用ガイド」等をご郵送いたします。

3 ご利用開始

「手続完了のお知らせ」に記載の利用者番号をご確認いただき、サービス開始となります。詳しくは「ご利用ガイド」をご覧ください。
(ご利用開始までに、お申込みから通常約2週間かかります)

※お申込み

- みなとビジネスダイレクト、またはみなとビジネスダイレクト(Mini)のご契約がないお客さまは、あわせてお申込みが必要です。
- お申込みにあたっては、履歴事項全部証明書(法人のお客さまのみ)をご用意ください。(当社でご融資取引のあるお客さま、および当座預金をお持ちのお客さまは不要です)
- 当社でご融資取引のあるお客さまは、でんさいのお申込みとあわせて、銀行取引約定書の変更契約(および同意書)をご提出いただくことがございます。

みなとビジネスダイレクト、みなとビジネスダイレクト(Mini)とは・・・

法人版インターネットバンキングの決定版!

オフィスに居ながら振込や口座の照会、税金・料金の払込ができるビジネスのためのインターネットバンキング。

振込手数料は、窓口扱いよりもお得!

詳しくは、みなとビジネスダイレクトのパンフレットをご覧ください。

(ご利用には別途手数料がかかります。)

ご注意事項

- でんさいのご利用口座1口座ごとに、でんさい利用申込書が必要です。
- でんさいのご利用には、みなとビジネスダイレクト、またはみなとビジネスダイレクト(Mini)のご契約が必要です。
- でんさいのご利用口座は、みなとビジネスダイレクトのお申込口座と同じ口座である必要はありません。ただし、でんさいをご利用されるユーザさまは、でんさい利用申込書に記載いただいたみなとビジネスダイレクトのユーザさまとなります。
- でんさいをご利用いただくためには、みなとビジネスダイレクトがご利用可能なパソコン・インターネット環境を準備していただく必要があります。ご利用いただけるOSとブラウザの最新情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。また、インターネット経由のメールを受信できる電子メールアドレスをご準備ください。
- 支払企業(債務者)、納入企業(債権者)ともにそれぞれのお取引金融機関を通じ、「でんさいネット」とご契約が必要になります(同じ金融機関である必要はありません)。
- でんさいの発生記録や譲渡記録等は行わず、でんさいの受取りのみのご利用であっても、「でんさいネット」とご契約は必要です。
- 提携記録機関(でんさいネット以外の電子債権記録機関のうち、でんさいネットとの間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関のこと)の電子記録債権を、特定記録機関変更記録により、でんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。なお、でんさいネットの電子記録債権は、他の電子債権記録機関に移動することはできません。

お問合せは **ビジネスヘルプデスク**

みなと銀行のお客さま

0120-05-6305

受付時間

[平日] 7:00~23:55
[土・日・祝] 8:00~22:00

※電話番号はくれぐれもお間違いのないようお願いいたします。
※1月1日~1月3日、5月3日~5月5日はご利用になれません。
※050から始まるIP電話からは、回線の種類によりかからない場合がございます。